

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

令和5年(2023年)



## 目 次

議案第 88 号	令和 5 年度鎌倉市一般会計予算	5
議案第 89 号	令和 5 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別 会計予算	20
議案第 90 号	令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	23
議案第 91 号	令和 5 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	29
議案第 92 号	令和 5 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	32
議案第 93 号	令和 5 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	35
議案第 94 号	令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計予算	38
議案第 95 号	鎌倉市深沢地区まちづくり委員会条例の制定について	43
議案第 96 号	鎌倉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定に ついて	46
議案第 97 号	鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	48
議案第 98 号	鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定に ついて	50
議案第 99 号	鎌倉市子ども会館条例を廃止する条例の制定について	52
議案第 100 号	鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第 101 号	鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	57
議案第 102 号	鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について	59
議案第 103 号	鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第 104 号	鎌倉市文学館条例の停止に関する条例の制定について	63



令和 5 年度鎌倉市一般会計予算

令和 5 年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 66,762,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年(2023年)2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	市税	35,739,439
	5 市民税	17,859,901
	10 固定資産税	13,604,782
	15 軽自動車税	187,464
	20 市たばこ税	764,401
	30 都市計画税	3,322,891
10	地方譲与税	319,620
	8 地方揮発油譲与税	78,000
	10 自動車重量譲与税	223,000
	20 森林環境譲与税	18,620
15	利子割交付金	14,000
	5 利子割交付金	14,000
16	配当割交付金	344,000
	5 配当割交付金	344,000
17	株式等譲渡所得割交付金	377,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	377,000
18	法人事業税交付金	416,000
	5 法人事業税交付金	416,000
19	地方消費税交付金	4,057,000
	5 地方消費税交付金	4,057,000
20	ゴルフ場利用税交付金	23,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	23,000
31	環境性能割交付金	69,000
	5 環境性能割交付金	69,000
33	地方特例交付金	150,000
	5 地方特例交付金	150,000

款	項	金 額
		千円
35	地方交付税	33,000
	5 地方交付税	33,000
40	交通安全対策特別交付金	21,000
	5 交通安全対策特別交付金	21,000
45	分担金及び負担金	352,178
	5 負担金	352,178
50	使用料及び手数料	1,198,393
	5 使用料	385,023
	10 手数料	795,370
	15 証紙収入	18,000
55	国庫支出金	9,484,641
	5 国庫負担金	7,421,239
	10 国庫補助金	1,973,675
	15 委託金	89,727
60	県支出金	4,387,661
	5 県負担金	3,043,206
	10 県補助金	968,983
	15 委託金	375,472
65	財産収入	617,376
	5 財産運用収入	144,379
	10 財産売払収入	472,997
70	寄附金	2,487,357
	5 寄附金	2,487,357
75	繰入金	3,290,501
	5 基金繰入金	3,220,985
	10 他会計繰入金	69,516



款	項	金 額
80 繰越金		千円 600,000
	5 繰越金	600,000
85 諸収入		944,634
	5 延滞金加算金及び過料	60,835
	10 市預金利子	50
	15 貸付金元利収入	347,100
	25 雑入	536,649
90 市債		1,836,900
	5 市債	1,836,900
	歳 入 合 計	66,762,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	議会費	441,101
	5 議会費	441,101
10	総務費	8,218,003
	5 総務管理費	6,848,907
	10 徴税費	664,202
	15 戸籍住民基本台帳費	516,832
	20 選挙費	96,221
	25 統計調査費	35,147
	30 監査委員費	56,694
15	民生費	27,657,545
	5 社会福祉費	13,829,735
	10 児童福祉費	11,539,356
	15 生活保護費	2,287,319
	20 災害救助費	1,135
20	衛生費	6,306,105
	5 保健衛生費	1,801,548
	10 清掃費	4,223,169
	15 環境対策費	281,388
25	労働費	91,733
	5 労働諸費	91,733
30	農林水産業費	326,478
	5 農業水産業費	326,478
35	商工費	463,388
	5 商工費	463,388
40	観光費	565,052
	5 観光費	565,052

款	項	金額
		千円
45	土木費	8,852,217
	5 土木管理費	1,536,267
	10 道路橋りょう費	1,192,534
	15 河川費	142,813
	20 都市計画費	4,865,507
	25 住宅費	1,115,096
50	消防費	2,931,053
	5 消防費	2,931,053
55	教育費	6,799,853
	5 教育総務費	2,268,442
	10 小学校費	1,810,339
	15 中学校費	708,092
	20 社会教育費	1,698,258
	25 保健体育費	314,722
60	公債費	4,046,823
	5 公債費	4,046,823
65	諸支出金	13,349
	5 土地開発公社費	13,349
70	予備費	50,000
	5 予備費	50,000
	歳 出 合 計	66,762,700

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
40 観光費	05 観光費	鎌倉海岸下水道排水 設備等整備事業	308,319	5	186,285
				6	122,034
55 教育費	05 教育総務費	第一中学校通学路法面整備事業	389,488	5	62,319
				6	186,954
				7	140,215

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議 会 だ よ り 印 刷 費 業 務 事 業	令 和 6 年 度 ま で	1,031
議 会 だ よ り 配 付 費 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度 ま で	638
本 会 議 録 作 成 費 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度 ま で	317
常 任 委 員 会 等 会 議 録 費 作 成 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度 ま で	594
広 報 か ま く ら 製 作 費 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度 ま で	3,063
広 報 か ま く ら 配 布 費 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度 ま で	2,750
メ ー ル 便 運 搬 事 業 費	令 和 6 年 度 ま で	174
廃 棄 文 書 溶 解 処 理 事 業 費	令 和 6 年 度 ま で	201
市 税 通 知 書 等 の 出 力 ・ 加 工 ・ 封 入 封 かん 費 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度 ま で	13,843
課 税 デ ー タ 入 力 費 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1,584
OA 機 器 操 作 等 に 関 す る 労 働 者 派 遣 事 業 費	令 和 6 年 度 ま で	3,507
二 階 堂 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス セ ン タ ー 清 掃 業 務 委 託 事 業 費	令 和 6 年 度 ま で	553

事 項	期 間	限 度 額
		千円
台在宅福祉センター総合 管理業務委託事業費	令和6年度まで	3,207
今泉さわやかセンター外壁 等改修修繕事業費	令和6年度まで	65,538
子ども・子育て支援事業 ニーズ現状把握調査及び 計画策定等業務委託事業費	令和6年度まで	4,265
深沢子ども会館解体撤去 業務委託事業費	令和5年度から 令和6年度まで	4,637
子どもの家AED賃借料	令和6年度まで	312
稲村ガ崎小学校区放課後 子ども総合プラン 施設賃借料	令和5年度から 令和11年度まで	220,000
御成町在宅福祉サービスセ ンター総合管理 業務委託事業費	令和6年度まで	1,304
仮設園舎廃棄物処理 業務委託事業費	令和5年度から 令和6年度まで	1,588
公立保育園用務・軽作業 業務委託事業費	令和6年度まで	3,163
公立保育園布団乾燥・消毒 業務委託事業費	令和6年度まで	382
公立保育園清掃費	令和6年度まで	2,920
腸内細菌培養検査事業費	令和6年度まで	226

事 項	期 間	限 度 額
稲村ガ崎小学校区放課後子ども総合プラン施設外構整備業務委託事業費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 6,374
保健師派遣委託事業費	令和6年度まで	809
予防接種データ入力業務委託事業費	令和6年度まで	285
ICT活用健康づくりシステム運用等委託事業費	令和8年度まで	58,739
看護師派遣委託事業費	令和6年度まで	1,188
指定収集袋作成費 業務委託事業費	令和6年度まで	25,938
使用済食用油収集費 業務委託事業費	令和6年度まで	175
使用済小型電子機器等 資源化处理業務委託事業費	令和6年度まで	715
産業廃棄物（本庁舎等廃プラスチック類）収集運搬業務委託事業費	令和6年度まで	258
産業廃棄物（本庁舎等不燃物類）収集運搬処理業務委託事業費	令和6年度まで	337
鎌倉駅西口駅前広場ウォーターステーション消毒等業務委託事業費	令和6年度まで	160
生活環境影響調査業務委託事業費	令和5年度から 令和7年度まで	17,270

事 項	期 間	限 度 額
都市計画決定等申請書作成 支援業務委託事業費	令和5年度から 令和7年度まで	千円 7,355
名越クリーンセンター 粗大ごみ等処理費 業務委託事業費	令和6年度まで	7,322
今泉クリーンセンター 中継施設運転管理費 業務委託事業費	令和6年度まで	9,172
笛田リサイクルセンター 空気調和設備保守点検 業務委託事業費	令和6年度まで	1,588
笛田リサイクルセンター 清掃業務委託事業費	令和6年度まで	548
路上喫煙防止巡回啓発等 業務委託事業費	令和6年度まで	1,980
鎌倉駅道路管理施設清掃等 業務委託事業費	令和6年度まで	263
大船駅道路管理施設清掃 業務委託事業費	令和6年度まで	1,236
大船駅管理施設警備監視 業務委託事業費	令和6年度まで	5,086
北鎌倉隧道の通行禁止に 伴う歩行者誘導 業務委託事業費	令和6年度まで	3,927
道路側溝等浚渫汚泥 運搬業務委託事業費	令和6年度まで	387
道路側溝等浚渫汚泥 処分業務委託事業費	令和6年度まで	1,193



事 項	期 間	限 度 額
放置自転車等防止対策 業務委託事業費	令和6年度まで	13,189
深沢地区まちづくりガイド ライン運用等委託事業費	令和6年度まで	13,413
産業廃棄物(小中学校等廃プ ラスチック類)収集運搬 業務委託事業費	令和6年度まで	258
産業廃棄物(小中学校等不燃 物類)収集運搬処理 業務委託事業費	令和6年度まで	683
学校清掃用具賃借料	令和6年度まで	293
学校給食残さ収集運搬 業務委託事業費	令和6年度まで	908
学校給食残さ資源化 業務委託事業費	令和6年度まで	430
給食用小荷物専用費 昇降機点検事業費	令和6年度まで	281
学校自家用電気工作物 点検事業費	令和6年度まで	1,345
学校第一種特定製品 点検事業費	令和6年度まで	1,934
学校トイレ清掃 業務委託事業費	令和6年度まで	3,649
学校漏水調査 業務委託事業費	令和6年度まで	588

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食室冷暖房設備 設置事業費	令和6年度まで	千円 708,455
埋蔵文化財発掘調査 業務委託事業費	令和6年度まで	32,755
史跡永福寺跡維持管理 業務委託事業費	令和6年度まで	3,344
鎌倉・玉縄青少年会館清掃 業務委託事業費	令和6年度まで	1,125
中央図書館等巡回 業務委託事業費	令和6年度まで	1,602
鎌倉国宝館空調設備自動制 御機器保守点検委託事業費	令和6年度まで	319
文学館大規模修繕実施設計 業務委託事業費	令和6年度まで	50,675
鎌倉市土地開発公社の資金 借入れに伴う金融機関等 に対する債務保証 (令和5年度設定分)	令和5年度から 令和6年度まで	3,426,075

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業費	千円 58,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
社会福祉施設整備事業費	131,900	同上	同上	同上
漁港整備事業債	21,600	同上	同上	同上
観光施設整備事業費	83,800	同上	同上	同上
道路整備事業費	580,500	同上	同上	同上
都市計画事業費	16,700	同上	同上	同上
防災対策事業費	56,500	同上	同上	同上
河川整備事業費	26,500	同上	同上	同上
公営住宅建設事業債	484,500	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	242,700	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	113,100	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業費	8,100	同上	同上	同上
史跡保存事業費	12,700	同上	同上	同上
合計	1,836,900			

議案第 89 号

令和 5 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口  
市街地再開発事業特別会計予算

令和 5 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 (2023 年) 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	使用料及び手数料	6,966
	5 使用料	6,966
10	繰入金	12,534
	5 他会計繰入金	12,534
15	繰越金	1,000
	5 繰越金	1,000
	歳入合計	20,500

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	事業費	19,500
	5 事業費	19,500
15	予備費	1,000
	5 予備費	1,000
	歳 出 合 計	20,500

議案第 90 号

令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,997,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年(2023年)2月8日提出

鎌倉市長 松尾 崇



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	国民健康保険料	4,182,289
	5 国民健康保険料	4,182,289
10	一部負担金	4
	5 一部負担金	4
20	国庫支出金	711
	10 国庫補助金	711
25	療養給付費交付金	1
	5 療養給付費交付金	1
30	県支出金	11,286,689
	3 県負担金・補助金	11,286,689
38	財産収入	57
	5 財産運用収入	57
40	繰入金	1,509,861
	5 他会計繰入金	1,309,861
	10 運営基金繰入金	200,000
45	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
50	諸収入	16,088
	5 延滞金及び過料	10,053
	10 雑入	6,035
	歳入合計	16,997,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	256,624
	5 総務管理費	182,806
	10 徴収費	73,171
	15 運営協議会費	647
10	保険給付費	11,111,821
	5 療養諸費	9,746,608
	10 高額療養費	1,288,737
	15 移送費	300
	20 出産育児諸費	60,026
	25 葬祭諸費	12,500
	30 傷病手当諸費	3,650
11	国民健康保険事業費納付金	5,425,791
	5 医療給付費分	3,561,293
	10 後期高齢者支援金等分	1,327,128
	15 介護納付金分	537,370
20	共同事業拠出金	3
	5 共同事業拠出金	3
25	保健事業費	174,951
	3 特定健康診査等事業費	164,885
	5 保健事業費	10,066
27	基金積立金	57
	5 基金積立金	57
30	諸支出金	18,453
	5 償還金利子及び還付加算金	18,453
35	予備費	10,000
	5 予備費	10,000

款	項	金 額
		千円
	歳 出 合 計	16,997,700

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 ( 動 機 付 け 支 援 ) 業 務 委 託 事 業 費	令 和 6 年 度 ま で	千円 885
特 定 保 健 指 導 ( 積 極 的 支 援 ) 業 務 委 託 事 業 費	令 和 6 年 度 ま で	543

議案第 91 号

令和 5 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 5 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 191,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 (2023 年) 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	繰入金	191,000
	5 他会計繰入金	191,000
	歳 入 合 計	191,000

歳 出

款	項	金 額
10 公債費		千円 191,000
	5 公債費	191,000
	歳 出 合 計	191,000

議案第 92 号

令和 5 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,950,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 (2023 年) 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	介護保険料	3,640,722
	5 介護保険料	3,640,722
15	国庫支出金	4,432,857
	5 国庫負担金	3,230,650
	10 国庫補助金	1,202,207
20	県支出金	2,648,644
	5 県負担金	2,566,482
	15 県補助金	82,162
25	支払基金交付金	4,977,025
	5 支払基金交付金	4,977,025
30	財産収入	957
	5 財産運用収入	957
35	寄附金	1
	5 寄附金	1
40	繰入金	3,239,184
	5 一般会計繰入金	2,871,477
	10 基金繰入金	367,707
45	繰越金	11,195
	5 繰越金	11,195
50	諸収入	15
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	13
	歳入合計	18,950,600

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	390,885
	5 総務管理費	390,885
10	保険給付費	17,837,319
	5 介護サービス等諸費	17,837,319
12	地域支援事業費	632,722
	5 地域支援事業費	632,722
25	基金積立金	10,757
	5 基金積立金	10,757
30	諸支出金	78,717
	5 償還金及び還付加算金	10,201
	10 繰出金	68,516
35	予備費	200
	5 予備費	200
歳 出 合 計		18,950,600

議案第 93 号

令和 5 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,243,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 (2023 年) 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	後期高齢者医療保険料	3,718,302
	5 後期高齢者医療保険料	3,718,302
10	繰入金	2,495,897
	5 一般会計繰入金	2,495,897
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
20	諸収入	27,001
	5 延滞金、加算金及び過料	501
	10 償還金及び還付加算金	12,500
	15 雑入	14,000
	歳 入 合 計	6,243,200

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	95,121
	5 総務管理費	95,121
10	広域連合納付金	6,132,079
	5 広域連合納付金	6,132,079
15	諸支出金	14,000
	5 償還金及び還付加算金	13,000
	10 繰出金	1,000
20	予備費	2,000
	5 予備費	2,000
	歳 出 合 計	6,243,200

議案第 94 号

令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	排水区域面積	2,418 ha
2	年間総処理水量	21,525,031 m <sup>3</sup>
3	一日平均処理水量	58,973 m <sup>3</sup>
4	主要な建設改良費	
	(1) 管渠事業費	268,144 千円
	(2) 処理場事業費	42,400 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	下水道事業収益	7,998,045 千円
第 1 項	営業収益	3,480,927 千円
第 2 項	営業外収益	4,517,118 千円

支 出

第 1 款	下水道事業費用	7,356,454 千円
第 1 項	営業費用	6,833,734 千円
第 2 項	営業外費用	517,720 千円
第 3 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,572,833千円は、当年度分損益勘定留保資金789,751千円、繰越利益剰余金処分額698,313千円及び当年度利益剰余金処分額84,769千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,770,256 千円
第1項	企業債	682,500 千円
第2項	他会計補助金	1,058,847 千円
第3項	国庫補助金	21,200 千円
第4項	分担金及び負担金	6,040 千円
第5項	長期貸付金償還金	1,669 千円

支 出

第1款	資本的支出	3,343,089 千円
第1項	建設改良費	424,505 千円
第2項	企業債償還金	2,913,990 千円
第3項	長期貸付金	4,594 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
台調整池中央監視制御システム更新修繕事業費(2期目)	令和5年度から 令和6年度まで	135,080
七里ガ浜ポンプ場第2汚水ポンプ用インバータ修繕事業費	令和5年度から 令和6年度まで	2,640
ポンプ場浚渫及び沈砂搬出業務委託事業費	令和6年度まで	704
ポンプ場し渣処理処分業務委託事業費	令和6年度まで	83
七里ガ浜浄化センター監視制御設備修繕事業費	令和5年度から 令和6年度まで	47,520
七里ガ浜浄化センターNO1次亜塩貯留槽液位計修繕事業費	令和5年度から 令和6年度まで	1,408
山崎浄化センターし渣処理処分業務委託事業費	令和6年度まで	275
浄化センター水質分析事業費	令和6年度まで	398
消費税及び地方消費税確定申告書作成等業務委託事業費	令和5年度から 令和6年度まで	715



(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 682,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行っては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 383,503 千円

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金698,313千円及び当年度利益剰余金のうち84,769千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 783,082 千円

令和5年(2023年)2月8日提出

鎌倉市長 松尾 崇

議案第 95 号

鎌倉市深沢地区まちづくり委員会条例の制定について

鎌倉市深沢地区まちづくり委員会条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインに基づく計画的なまちづくりの実現に向けた適切な土地利用の誘導等に関し、必要な事項を調査審議する鎌倉市深沢地区まちづくり委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

## 鎌倉市深沢地区まちづくり委員会条例

### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインに基づく良好なまちの形成を図るため、鎌倉市深沢地区まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、鎌倉市深沢地区にある市有地及び東日本旅客鉄道株式会社旧鎌倉総合車両センター等を中心とする区域における計画的なまちづくりの実現に向けた適切な土地利用の誘導等に関し必要な事項を調査審議するものとする。

2 前項の区域は、別図のとおりとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

### (秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例及び深沢地区まちづくり

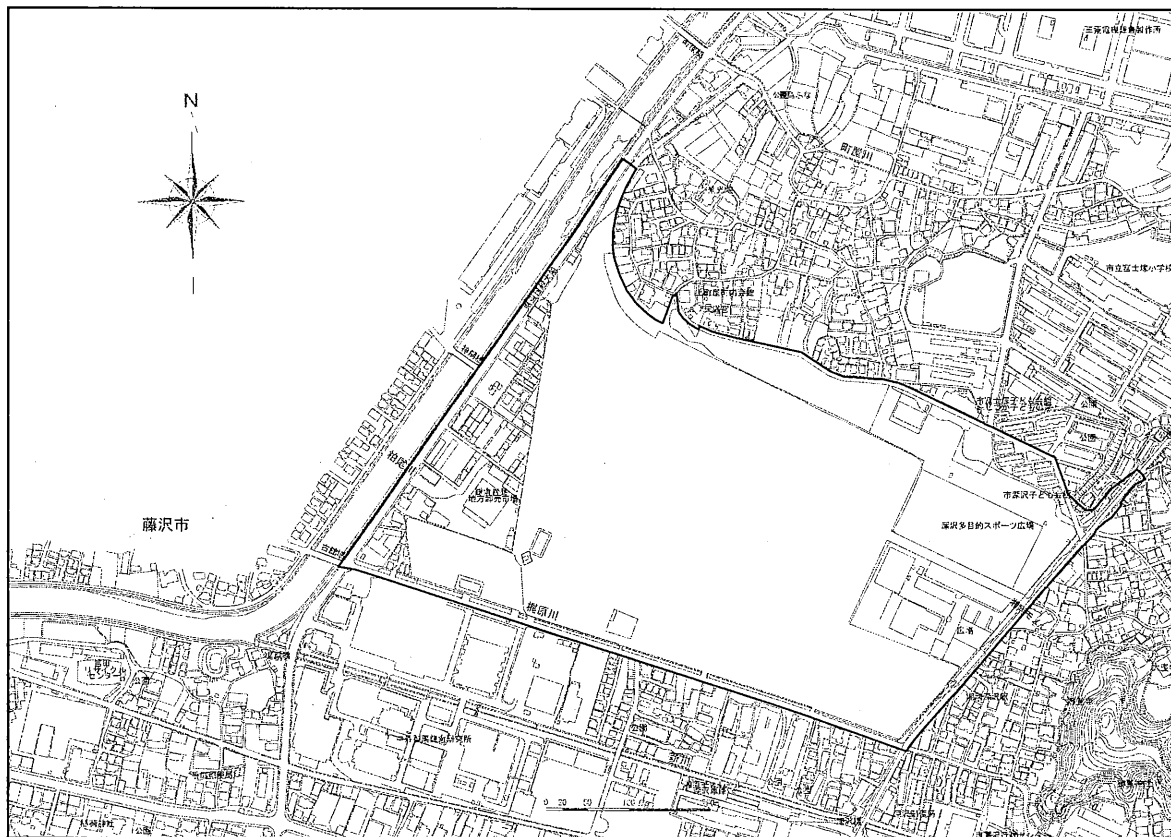
方針実現化検討委員会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例（平成24年10月条例第16号）

(2) 鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会条例（平成30年10月条例第16号）

別図（第2条）



議案第 96 号

鎌倉市子ども・子育て会議条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の  
制定に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
鎌倉市子ども・子育て会議条例（平成25年6月条例第2号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 97 号

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

小児の医療費助成対象者の年齢を引き上げるものである。



鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年9月条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「小児」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 98 号

鎌倉市児童発達支援センター条例の  
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

児童福祉法等の一部改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関  
係法律の整備に関する法律の制定に伴い、引用条項等を整備するも  
のである。

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市児童発達支援センター条例（昭和51年12月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第9条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例中第3条の改正規定は令和6年4月1日から、第9条の改正規定は令和5年4月1日から施行する。

議案第 99 号

鎌倉市子ども会館条例を廃止する条例の制定について

鎌倉市子ども会館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市深沢子ども会館の閉館に伴い、市内の子ども会館が全て閉館となることから、本条例を廃止しようとするものである。

鎌倉市子ども会館条例を廃止する条例  
鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（パチンコ店等の建築等の規制に関する条例の一部改正）
- 2 鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例（平成8年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。  
別表中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

議案第 100 号

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正  
に伴い、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第5条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検並びに職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含む放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員への研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第5条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

ない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第5条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。



議案第 101 号

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

海水浴場における禁止行為について、見直しを図るものである。

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部を改正する  
条例

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例（平成26年6月条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「開場時間に限る。）」の次に「ただし、規則で定める区域において、規則で定める遊具を周囲の利用者の安全の確保に十分に配慮して使用する場合にあっては、この限りでない。」を加える。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第 102 号

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する  
条例等の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例等の一部を  
改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、関係条例の引用条項等を整  
備するものである。

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例等の一部を  
改正する条例

(開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第2項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第17条第2項」に改める。

(既成宅地等防災工事資金助成条例の一部改正)

第2条 鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例（昭和52年12月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造規制法」という。）第3条に規定する宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項に規定する旧宅地造成工事規制区域」に改める。

第4条第1項中「宅造規制法第16条第2項若しくは第17条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第22条第2項若しくは第23条第1項」に改める。

(まちづくり条例の一部改正)

第3条 鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第2項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第17条第2項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

議案第 103 号

鎌倉市都市公園条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

公の施設における受益と負担の公平性や公正性の確保のため、鎌倉市都市公園の有料公園施設における利用料金の一部を改正しようとするものである。

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例

鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「940円」を「1,300円」に、「3,140円」を「3,900円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 104 号

鎌倉市文学館条例の停止に関する条例の制定について

鎌倉市文学館条例の停止に関する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉文学館の休館に伴い、本条例を停止しようとするものである。

鎌倉市文学館条例の停止に関する条例

鎌倉市文学館条例（昭和60年7月条例第2号）は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間、その施行を停止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、令和9年4月1日前においても、行うことができる。